

平成21年度保育料表

(単位:円)

区分	階層	徴収基準額 (月額)				
		3歳未満児 (全額)	3歳児 (全額)	4歳以上児 (全額)		
生活保護法による被保護世帯	A	0	0	0		
市民税の区分 (平成20年分所得税が非課税の世帯)	市民税非課税世帯	0	0	0		
	市民税課税世帯	均等割のみ	9,000	6,000	6,000	
		所得割課税世帯	C1	14,900	11,900	11,900
			C2	15,900	12,900	12,900
所得税の区分 (平成20年分所得税が課税の世帯)	所得税課税	3,200円未満	D1	24,000	21,000	21,000
	3,200円以上	6,300円未満	D2	25,100	22,000	22,000
	6,300円以上	13,800円未満	D3	26,200	23,000	23,000
	13,800円以上	21,900円未満	D4	27,400	24,000	24,000
	21,900円以上	30,700円未満	D5	28,700	25,000	25,000
	30,700円以上	40,000円未満	D6	29,800	26,100	26,000
	40,000円以上	50,000円未満	D7	31,600	28,100	27,100
	50,000円以上	62,500円未満	D8	33,300	30,100	28,200
	62,500円以上	75,000円未満	D9	35,000	31,300	29,300
	75,000円以上	87,500円未満	D10	36,700	32,300	30,400
	87,500円以上	103,000円未満	D11	38,500	33,300	30,400
	103,000円以上	152,500円未満	D12	40,300	33,300	30,400
	152,500円以上	277,500円未満	D13	42,200	33,300	30,400
	277,500円以上	413,000円未満	D14	44,400	33,300	30,400
	413,000円以上		D15	47,000	33,300	30,400

※どの階層に該当するかについては、両親の平成20年分所得税(源泉徴収税額)の税額(住宅借入等特別控除前の税額)の合計をD1~D15にあてはめ、入所する児童の入所時点での年齢の欄をご覧ください。
 ※所得税が課税されていない場合は、平成20年度(平成19年分所得)の市民税納税通知書記載の課税額のうち、均等割のみで課税されている場合はC1、所得割も課税されている場合はC2となります。
 ※市民税が課税されていない場合は、Bとなります。なお、世帯によっては祖父母等の税額が算定対象になる場合があります。
 ※B・C1・C2階層の上段(網掛け部分)の金額は、ひとり親世帯などの保育料です。
 ※第3子以降のお子さん(3歳未満児)の保育料軽減は別に計算されます。
 ※表中の保育料(全額)は1人入所の場合です。2人目以降が入所する場合は半額(2人目)、1/10(3人目以降)になります。
 ※保育料表は変更する場合があります。

で納めることができます。保育料を保育所へ持参する必要や納め忘れのない安全・安心で便利な制度です。手続きは金融機関か児童家庭係で受け付けしていただきますので、口座番号が分かるものと通帳に使用している印鑑をお持ちください。

申込受付期間
 平日 2月12日(木)~20日(金) 午前8時30分~午後5時15分
 夜間 2月16日(月)~20日(金) 午後5時15分~8時
 休日 2月14日(土)・15日(日) 午前9時~午後4時30分
申し込み・問い合わせ先
 福祉課児童家庭係
 (市役所新館1階 ☎235111 内線256・257)

保育料の算定

保育料は、両親もしくはその家庭の生計を担うと判断されるかたの所得税額などから保育料表により決定します。
 ※両親が祖父母等と同居し、祖父母等が入所させようとする場合は、

①③の用紙、在園証明書は福祉課児童家庭係にあります。

入所決定

受付期間内に、入所申込者が保育所の定員を超えた場合は、勤務状況などにより入所を決定します。(先着順ではありません)
第1希望の保育所に入所できなかった場合は、第2、第3希望の保育所になるか、空きがでるまで待機となります。

便利な口座振替制度

毎月の保育料は口座振り替え

市内認可保育所

平成21年度の入所見を募集します

入所できるお子さん(世帯)

0歳から就学前までの、次の世帯のお子さんが入所できます。
 ▼会社員、自営業、内職などで両親が共に働いていて、同居の親族が保育できない世帯
 ▼出産、病気、看護などで、どなたも保育できない世帯

申し込みに必要な書類

①入所申込書
 ②税関係の書類(保育料決定のためのものです)
 ③就労状況申告(証明)書

両親などが給与所得者のかた勤務先の源泉徴収票(確定申告または住民税申告をしたかたは、その申告書の控えが必要)が農業・自営業等のかた両親などが給与所得者のかた確定申告書の控え
 ※平成20年分の所得税が非課税の場合は、さらに「平成20年度市民税所得課税証明書(19年分所得)」も必要です。
 ※平成20年1月2日以降に転入されたかたの市民税所得課税証明書は、前住所地の市町村から交付を受けてください。

(家庭で保育ができないことを証明する書類)
 ※両親のほかに同居している60歳未満のかた(就学生などを除く)全員が必要。除く)全員が必要。除く)全員が必要。

④そのほか必要な書類
 病気や看護などにより保育ができないかた
 病状調査票(児童家庭係で聞き取りにより作成します)
 出産の場合 母子健康手帳
 第3子以降のお子さんを入所させる場合(3歳未満児)
 お子さん全員分の保険証の写し

ひとり親世帯のかた
 ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し、または戸籍謄本上のお子さんが幼稚園や認定こども園に入園している場合
 在園証明書

同時入所の場合の軽減

上のお子さんが幼稚園や認定こども園へ入園している場合を含め、年齢の高い順番で数え、1人目の保育料は全額を負担、2人目は半額、3人目以降は10分の1になります。
第3子以降の軽減
 また、3歳未満で第3子以降のお子さんが入所する場合は、保育料が軽減されます。

施設名	所在地	電話番号	定員	開所時間	主な事業(予定)
市立みきの保育園	西三番町22-35	☎233644	290人	午前7:30~午後6:00	④退所児童との交流
市立とわだこ中央保育園	奥瀬字中平211	☎703061	120人	午前7:15~午後6:30	④子育て支援センター
市立十和田湖保育園	奥瀬字十和田湖畔休屋16-195	☎752251	30人	午前7:30~午後5:30	
白菊かねざき保育園	西二十二番町28-15	☎234369	60人	午前7:00~午後7:00	④延長保育・子育て支援センター・退所児童との交流
白菊保育園	東六番町1-24	☎232997	90人	午前7:00~午後7:00	④延長保育・世代間交流
第二白菊保育園	三本木字北平76-2	☎233829	90人	午前7:00~午後7:00	④延長保育・世代間交流・休日保育
第三白菊保育園	東三番町9-71	☎233363	90人	午前7:00~午後7:00	④延長保育・退所児童との交流・休日保育
第四白菊保育園	洞内字沼田野162	☎272508	45人	午前6:30~午後7:00	④延長保育・世代間交流
第五白菊保育園	西二十三番町1-33	☎221903	60人	午前6:45~午後8:00	④延長保育・退所児童との交流・休日保育
すずらん保育園	相坂字小林130-6	☎222590	45人	午前7:00~午後6:30	④延長保育
小さな森保育園	西二十一番町6-14	☎234793	60人	午前7:00~午後7:00	④一時保育・延長保育・障害児保育・子育て支援センター
豊ヶ岡保育所	八斗沢字家ノ下465	☎273466	45人	午前7:00~午後6:30	④子育て支援センター・延長保育・世代間交流・障害児保育
十和田乳児保育園	東三番町9-71	☎237119	90人	午前7:00~午後7:30	④延長保育・地域活動事業
十和田めぐみ保育園	西一番町5-51	☎220141	90人	午前7:00~午後7:00	④延長保育・子育て支援センター・障害児保育
八郷保育園	赤沼字下平263-359	☎226206	45人	午前7:00~午後6:30	④障害児保育・延長保育
ひかり保育園	穂並町4-60	☎233446	60人	午前7:00~午後7:00	④延長保育
深持保育園	深持字明戸15	☎262168	30人	午前7:30~午後7:00	④一時保育・延長保育・子育て支援センター・異年齢児等交流・障害児保育
まきばの保育園	東二十三番町17-1	☎221456	60人	午前7:00~午後7:00	④延長保育・乳児保育促進・高齢者交流・子育て支援センター
緑と太陽の保育園	東一番町10-18	☎243088	60人	午前7:00~午後8:00	④一時保育・延長保育・世代間交流
友愛保育園	東十二番町4-26	☎233098	90人	午前7:00~午後8:00	④延長保育
第二友愛保育園	西十一番町28-24	☎234514	90人	午前7:00~午後8:00	④延長保育
第三友愛保育園	西十四番町50-18	☎234792	90人	午前7:00~午後8:00	④延長保育

